

意見書

平成27年7月16日

京都府知事 山田 啓二 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府城陽市

氏名

(電話:

京都府林地開発行為の手続に関する条例第7条第1項の規定による意見は、以下のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名
西日本高速道路株式会社 関西支社
支社長 村尾 光弘
- 2 林地開発行為の目的
高速自動車国道の造成 (高速自動車国道 近畿自動車道名古屋神戸線)
- 3 林地開発行為をしようとする区域
京都府城陽市富野北ノ芝10番 ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見
 - ・ 5項目にわたる、生活環境に影響が生じるおそれの種類と、おそれを減じるための処置が明記されていますが、「おそれを減じるための処置」が実行されていることを、定期的に地元住民に報告・説明する機会を設けること。
 - ・ 「周辺道路の汚れ」「粉塵の発生」の「おそれを減じるための処置」の欄に、「必要に応じ」とありますが、事業者と地元住民の感覚にずれが生じることが懸念されます。地元住民から「必要がある」との意見が出た場合は、速やかに対応すること。
 - ・ 万が一、生活環境に悪影響 (5項目以外も含む) が出た場合の、対応窓口を明確にすること。

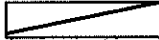




以上

意見書

平成27年 7月21日

京都府知事 山田 啓二 様

意見書を提出しようとするもの

住所 
城陽市 
氏名 
 

京都府林地開発行為の手續に関する条例第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
〒567-0871大阪府茨木市岩倉町1番13号
西日本高速道路株式会社 関西支社
支社長 村尾 光弘
- 2 林地開発行為の目的
高速自動車国道の造成 (高速自動車国道 近畿自動車道名古屋神戸線)
- 3 林地開発行為をしようとする区域
京都府城陽市富野北ノ芝10番ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見
 - ① 関係車両は府道山城総合運動公園城陽線から出入りし、城陽市道3001号線は使用しないこと。
 - ② 常に交通の安全を期し、要所に交通保安員を配置すること。
 - ③ 林地開発に伴う樹木・竹林の伐開等により濁水及び雨水が長池自治会側に流れ込まないようにすること。
 - ④ 工事車両による粉じんの飛散防止を図るとともに周辺道路の汚れがないよう、散水を行う等の措置を講じること。
 - ⑤ 工事の進捗状況を定期的に報告・説明の機会を持つこと。